

3 月号 (522 号)

クレープ飲食事業および広告宣伝事業等を営む株式会社 A (以下、A 社) は、広告宣伝事業の業績が極端に不振であり、その経営全体が不振に陥っていた。貸借対照表によれば、資産 3 億円、負債 5 億円であり、その差額 2 億円の債務超過となっていた。令和 4 年 12 月頃までには A 社による銀行借入債務の支払が滞るようになり、A 社の再建策として、業績不振の広告宣伝事業を切り離し、クレープ飲食事業を独立させるために、A 社を新設分割会社とし、クレープ飲食事業に関して有する権利義務を新設分割設立会社である Y 社に対して承継させる新設分割 (本件新設分割) の新設分割計画を作成した。この計画によると、A 社から Y 社に対して承継させるクレープ飲食事業に関する権利義務は令和 5 年 3 月 15 日の残高で、資産 1 億 5000 万円 (A 社の保有する無担保のほとんどの残存資産)、負債 7000 万円相当とされ、A 社は Y 社が承継するすべての債務について分割期日をもって重畳的債務引受を行うものとされた。また、Y 社は、分割に際して普通株式 400 株を発行し、そのすべてを A 社に割り当てるものとし (分割新株の株主への交付・配当の定めはない)、Y 社の資本金 2000 万円、資本準備金は Y 社が A 社から承継する資産の総額から負債の額を控除し、さらに資本金を控除した残額とされた。

問 1 本件新設分割により、クレープ飲食事業部門に在籍し、同事業に専ら従事する従業員 B の地位はどうなるか。

問 2 A 社に対して割賦販売契約に基づく販売代金残額債権 (2000 万円) を有する X 社に本件新設分割は知らされず、また X 社に対する債務は新設分割による承継の対象ともされなかった。本件新設分割を 5 か月後に知った X 社はいかなる法的措置をとることが考えられるか。なお、A 社について、破産手続の開始決定等 (会社 764 条 7 項参照) はされていない。

2月号 (521号)

百貨小売業等およびこれに関連する商品の製造・加工・卸売業等を目的とするプライム市場上場会社で監査役会設置会社である Y 株式会社（以下、Y 社）は、令和 5 年 5 月開催の取締役会において、現行の取締役の金銭報酬とは別枠で、長期的かつ持続的な企業価値の向上のために、取締役の総報酬に占める短期業績連動（賞与）の比率を縮小し、中長期連動業績の比率を拡大させるため、インセンティブ報酬としての株式報酬制度の導入を決定した。同制度の導入により、対象取締役は、Y 社の取締役会決議に基づいて、取締役の職務執行の対価として、募集株式と引き換えに金銭の払込みを要せず（無償で）、Y 社の株式（譲渡制限付株式〔リストラクテッド・ストックとよばれる〕）の発行を受けられるようになる。Y 社は、譲渡制限付株式報酬制度の導入に関連する議案を令和 5 年 6 月開催の第××期定時株主総会に付議し、原案どおり承認可決された。報酬制度の概要は次のとおりである。無償交付方式で発行される普通株式の総数は、取締役は年 40,000 株以内、執行役員は 10,000 株以内とし、譲渡制限付株式付与のために発行される普通株式の総額は、取締役は年 4,000 万円、執行役員は 1,000 万円以内とされ、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が Y 社の取締役の地位を喪失する日までとされた。

問 1 Y 社の株主総会において、取締役（8 名）および監査役（5 名）の基本報酬総額の上限（合計）を月額 3,000 万円とする旨の決議がされたとき、この決議にはどのような問題があるか。

問 2 Y 社が譲渡制限特約の付された譲渡制限付株式*を無償で発行する（会社から有利発行を必要とする理由の説明はない）場合、取締役にとって特に有利な条件であることを理由として、株主 X は差止め（仮処分）を求めることができるか。

*一定期間の譲渡制限が付された現物株式を事前に役員等に交付するもの。

問 3 令和 5 年 1 月末頃、株主 X（ファンド）から経営改善、株主還元の強化や社外取締役の選任等の提案を受けるようになっていたとする。Y 社による譲渡制限付株式の無償発行に反対する X はどのような請求・主張をすることが考えられるか

1 月号 (520 号)

1 Y は、情報機器、システムを媒介とする業務代行サービス等を業とする、資本金 100 億 4500 万円、発行済株式総数 489 万 8700 株の株式会社（以下、Y 社）であり、その株式は東証プライム市場に上場している。X は、コンサルティング、システム運用等を業とする株式会社（以下、X 社）であり、Y 社株式の 192 万株（約 39.2%）を保有する筆頭株主である。

2 Y 社は、令和 3 年以降、財産状況が悪化し、監査法人から、令和 5 年 3 月期の会計監査に関し、「Y 社にはすでに継続企業の前提に関する注記として、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していることが記載されており、当期末も同様な状況と推察している。監査においては決算日以降 1 年間の運転資金が確保されるという合理的証拠が必要である。純資産が毀損しており、資金としては第三者割当等による着実な増資（同年 3 月 31 日までの入金）が望ましい。監査報告書作成までに合理的証拠を得ることができない場合には適正意見を表明し得ず、限定付適正意見もしくは意見不表明となる可能性があり、その場合には上場廃止となる可能性が高い。」旨の書面を受領した。

3 同年 3 月 10 日の Y 社取締役会では、緊急に 1000 億円の資金調達の必要があることについて説明され、A 社に普通株式 520 万株（発行済株式数の 106.2%に相当。保有割合は約 51.5%）を割り当てる旨の取締役会決議（総数引受契約方式〔会社 205 条〕）がされた（払込金額は公正、X 社の保有割合は約 19.0%に減少）。同日、Y 社は、X 社ら株主に対して総数引受契約に関する取締役会の判断とその理由（事業継続のため）を通知した。これに対し、X 社は、同年 3 月 18 日、Y 社に対し、X 社が増資に参加するための合理的な選択の機会が与えられなかったこと等を批判し、本件増資を議題とする株主総会の即時開催などを要請する反対通知を行った。Y 社は、反対通知への対応を顧問弁護士に相談したところ、同年 3 月 19 日、本件新株発行について株主総会の承認を得る必要はない旨の助言を受けた。同年 3 月 20 日に開催された Y 社取締役会において、反対通知への対応につき、顧問弁護士の回答が紹介された上で、本件新株発行については株主総会を開催せずに行う旨の決議がされた。Y 社は、X 社（代表者）に対し取締役会の判断内容を伝えたところ、X 社代表者は総数引受契約に反対の旨を伝えたが、Y 社は、同年 3 月 25 日（払込期日）、本件新株発行を行った。

本件新株発行の効力をめぐり、X 社および Y 社の立場において考えられる主張とその当否について説明しなさい。

12月号 (519号)

Yは、一般貨物自動車運送事業等を目的とする株式会社（以下、Y社）であり、定款にはY社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する旨および募集株式の発行を行う場合には募集事項等の決定を取締役会の決議によって定める旨が定められている。令和3年8月当時、Y社の発行済株式総数は12,000株であり、その保有割合はA社7,200株、B社2,400株、X社1,200株、C（X社の代表取締役）が1,200株であった。

Y社は、必ずしも明確な資金需要があったわけではないが、令和5年8月7日に開催された取締役会において、株主割当ての方法により公正な払込金額である1株2万円ですべて1,000株の新株を発行する旨の決議をした（本件新株発行）。本件新株発行の時点では、Y社の株主名簿上、Y社の発行済株式12,000株のうち、A社の持株比率は9,600株（80%）となっており、Y社はA社に新株式800株の割当てを受ける権利を与えた。しかし、この時点では、A社保有のY社株式の帰属をめぐるA社代表取締役Dの親族E（A派）とCの姉F（X派）との間に争いがあり、FのEに対する株券引渡請求訴訟が係属していた（令和4年11月訴訟提起）。当該訴訟が認容された場合には、Eおよびその協力者（A派）とFおよびその協力者（X派）の保有する株式とは50%ずつで同数（いずれも6,000株）となる状況であった（令和5年11月には株券引渡を命ずる判決が言い渡された）。

本件新株発行の申込取扱期間および払込取扱期間は令和5年8月18日から同年9月1日までとされ、Y社は同年8月17日に募集事項等を記載した株主通知をX社に発送し、同月18日にその通知はX社に到達した。A社は、令和5年8月19日、同株式の引受けを申し込み、同月22日1,600万円（2万円×800株）の払込みを行った。Y社株式1,200株を保有するX社は、8月18日が金曜日であったため、週明けの月曜日の同月21日、裁判所に対し、本件取締役会決議で決議された本件新株発行の差止めを求める仮処分を申し立て、同裁判所は、同月22日、本件新株発行を仮に差止める旨の決定をしたが、本件仮処分の決定がY社に送達されたのは同月23日であった。

X社が本件新株発行の無効を求めて提訴する場合、いかなる主張をすることが考えられるか、またその当否について説明しなさい。

11 月号 (518 号)

A 社の令和 5 年 3 月期に係る「純資産の部」は、次の通りである。

	(単位：百万円)
株主資本	800
資本金	1,400
資本剰余金	700
資本準備金	700
利益剰余金	△1,000
その他利益剰余金	△1,000
繰越利益剰余金	△1,000
自己株式	△300

A 社では、剰余金の配当財源の充実を図るとともに、今後の経営環境の変化に対応した機動的かつ安定的な配当政策を実施することが課題となった。そこで、繰越欠損を解消するとともに、配当原資を確保することとした。

問 1 A 社の同年 3 月期の剰余金の分配可能額はいくらか（なお、決算日から剰余金配当の効力発生日までこの数字に変動はないものとする）。

問 2 A 社が欠損の填補を行い（分配可能額を 1 億〔100 百万〕円とする）、期末配当（5,000 万円）を実施するには、会社法上どのような手続が必要となるか。

問 3 問 2 の内容を前提に、A 社は、同年 5 月 26 日、取締役会において、1 株当たり 10 円の配当を行う剰余金処分案を株主総会に上程する旨を決議し、同年 6 月 26 日に行われた定時株主総会において総額 5,000 万円の配当を行う旨の剰余金処分案の決議を行い、同年 6 月 29 日を効力発生日として剰余金の配当を実施した。ところが、その後、定時株主総会において新たに選任された会計監査人の指摘により、「純資産の部」の「自己株式」の金額が 3 億円ではなく 5 億円であることが判明した。この場合の剰余金配当の効力と民事上の責任（流出した会社財産の返還）はどうか。

10月号 (517号)

建築工事の請負・施工，建築物の設計等を目的とする Z 株式会社（以下，Z 社）は，東京証券取引所に株式を上場する監査役会設置会社である。Z 社の取締役の役職は，代表取締役社長 Y，代表取締役副社長のほか 2 名の取締役（専務，常務）であり，Y は，業務執行全般を指導統制し，業務執行および結果に対して全般的な責任を負っていた。会社業務として，本社には，経営企画部，法務部，不動産部，経理財務部等が置かれ，組織的事務分掌として，不動産部のもとにマンション事業部，さらに東京マンション事業部等が置かれていた。

Z 社は，真の所有者 A からペーパーカンパニー B 社が業界の垂涎の的である不動産を買い受けたことを前提に，令和 5 年 4 月 20 日，至急案件として本件不動産を 60 億円で買い受ける旨の Y の決裁（稟議書および支払）を経た（当時の Z 社の総資産は 2.5 兆円，100 億円以上の取引に取締役会の承認を要する内規が存在する）。Y は，本件取引の採算性および相場に照らして問題ないと判断した。本件取引には B 社が介在するため，担当部署でも本人確認の必要性は認識されたが，同時契約（ $A \Rightarrow B \Rightarrow Z$ ）であり，弁護士に委任する旨の A の委任状（公正証書）があり，問題ないと判断された。この間，Y は，A や中間業者に会って売却意思を確認するよう担当部署に指示した（その後の報告はない）。同年 4 月 24 日，本件不動産を買い受ける旨の契約締結後，仮登記申請の受理を受けて，Z 社は B 社に手付金として 10 億円の預金小切手を交付した。

仮登記の後，Z 社に A の相続人と称する者から売買をしていない旨や Z 社の子会社社長から B 関連の仲介業者が逃げている旨の通知書（内容証明郵便）が届けられたが，Y や不動産部には連絡されなかった。リスク排除のため関与した法務部と東京マンション事業部は，差出人住所が誰も住んでない不動産であり連絡先の記載がなく，また，公証人による本人確認がなされており売買契約を妨害する目的の書面である可能性が高く，なりすましはないと判断した。また，本登記までに，司法書士を交えて本人確認（印鑑証明書，住民票の各原本，旅券〔偽造は紫外線照射でも発見されなかった〕）が行われたが，真の所有者の不興を買うことをおそれ，弁護士の助言である知人による本人確認（旅券の写真照合）は行われなかった。同年 6 月 1 日，本人確認情報に基づき登記申請された後，B 社に対して残代金 50 億円が支払われた（預金小切手の交付）。しかし，実際には A は B 社に本件不動産を譲渡しておらず，本件取引は詐欺グループが仕組んだ架空の取引であることが判明した。

原告適格を有する株主 X は，稟議書および残代金の決済を承認した Y の責任を追及する株主代表訴訟（会社 847 条）を提起することを検討している。X の主張は認められるか（なお，被害拡大防止措置の点で任務懈怠はないものとする）。

9月号 (516号)

A 株式会社は、ホテル・料理飲食業等を目的とする取締役会設置会社（以下、A 社）であり、Y は A 社および同じくホテル業を営む関連会社 B（以下、B 社）の代表取締役を兼任している。また、A 社の定款に機関の意思決定に関する特段の定めは置かれていない。

A 社は、B 社が業績不振に陥り、赤字決算を続けていたことから、関連会社を含むグループ全体の再建計画に基づいて、B 社に対する次の 2 つの融資方法を検討している。第 1 は、A 社が、B 社に対して、複数の関連会社の資金の一元管理を行う会社 C（以下、C 社）を經由して継続的に融資を行う方法である（計画①）。各融資は、形式的には、A 社・C 社間の取引、C 社・B 社間の取引から構成される。第 2 は、A 社の取引銀行 D（以下、D 社）に依頼し、A 社が C 社の債務について連帯保証することを条件に D 社が C 社に融資を実行し、その融資をベースに C 社が B 社に対してさらに貸し付ける方法である（計画②）。なお、資金の一元管理を行う C 社の本店は A 社内であり、C 社の役員の大半は A 社の役員・従業員によって占められているが、C 社の代表取締役は A 社の取締役を兼任していない。

問 1 計画①の融資（A 社→C 社→B 社）は直接取引規制に該当し、A 社の取締役会の承認を要するか。

問 2 計画②の融資（D 社→C 社→B 社）における A 社の連帯保証は間接取引規制に該当し、A 社の取締役会の承認を要するか。

問 3 計画②の融資とは異なり、D 社が直接 B 社に融資することについて Y が A 社を代表して連帯保証契約を締結したとする。この際、A 社内部の承認手続では、対面した取締役に口頭の同意を得たほか、それ以外の取締役に電子メールやファックスで個別に連絡して同意を得る方法（Y を除く全員の同意）で進められた。D 社は、Y が両社の代表取締役を兼任していることを知っていたが、A 社内部の決裁方法を認識しておらず、また取締役会議事録を徴求することもなかった。D 社の請求に対し、A 社は保証債務の履行を拒むことができるか。なお、他の者が取締役になる等、A 社の無効主張が信義則に反する事情はないものとする。

8月号 (515号)

Y株式会社は、菓子類、清涼飲料水、冷凍食品等の製造・加工・販売等の事業を営む取締役会設置会社（以下、Y社）である。Y社の定款には株式の譲渡制限に関する定めのほか、取締役の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨の定めがある。

Y社の取締役Aは、平成30年5月中旬頃、Y社の職務の執行に関して、公務員に対し不正な請託を行い贈賄の罪で起訴され、令和2年10月17日には懲役2年6か月、その執行を4年間猶予する旨の有罪判決が確定した。Aは贈賄に該当する行為に主体的に関与し、Y社の名誉および信用を著しく毀損しY社に多大な損害を生じさせた。同年6月開催のY社の定時株主総会（以下、「令和2年定時株主総会」）では、議長から、未だAの有罪判決は確定していないが、有罪判決を踏まえても取締役候補者としてふさわしい旨の説明がなされ、Aは他の2名（新任）とともに取締役に選任され、その後開催された取締役会において代表取締役に選定された。Y社の総株主の議決権の100分の3以上の株式を6か月前から引き続き有する株主Xは、令和3年6月開催のY社の定時株主総会（以下、「令和3年定時株主総会」）において、AをY社の取締役から解任する旨の議案を提案したが、同議案は否決された。AのY社における取締役の任期は、令和4年6月開催のY社の定時株主総会（以下、「令和4年定時株主総会」）の終結時に満了となったが、当該総会において取締役に再任され、同日、代表取締役に就任（重任）した。（問2と問3は独立の問題）

問1 令和2年定時株主総会の時点でAの有罪判決が確定していたとしたら、Aは取締役となる資格を有するか。

問2 令和2年定時株主総会の招集手続に重大な瑕疵があることが判明し、Xが当該選任決議の取消しの訴えを適法に提起した。令和4年定時株主総会の終結時のAほか2名の任期満了およびその後の再任によって当該選任決議取消しを求める訴えの利益は失われるか。

問3 Xは、Aの任期中に贈賄罪に該当する行為の有罪判決が確定したことで法令違反の重大な事実があったにもかかわらず、令和3年定時株主総会において解任議案が否決されたとして、30日以内にY社およびAを相手に取締役解任の訴えを提起した。第一審裁判所は請求を棄却したためXは控訴した。控訴審に係属中に令和4年定時株主総会の選任決議がなされたとき、Aの解任を求めるXの訴えの利益は失われるか。

7月号 (514号)

株式会社 Y (以下、Y 社) は不動産の賃貸・管理運営等を目的とする取締役会設置会社である。Y 社の定款には、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めや取締役会の定足数・決議要件についての定めは置かれていない。

X は、亡 A の配偶者であり、X と亡 A との間には長男 B および長女 C がいる。亡 A の父 D と母 E との間には、長男である亡 A、長女 F のほか、Y 社代表者の次男 G がいる。

G は、令和 4 年 9 月 12 日、自ら、E および F を出席者とする Y 社の取締役会を開催し、同会において定時株主総会 (本件総会) を開催する旨の決議 (本件取締役会決議) を行ったが、監査役である H には招集通知は発出されなかった。本件総会の基準日 (令和 4 年 7 月 31 日) 時点で、Y 社の発行済株式総数は 500 株であり、G が 300 株、X が 100 株、B および C がそれぞれ 50 株ずつを保有しており、Y 社の登記簿上、取締役として E、F および G の 3 名が記載されていた。Y 社では、同年 9 月 30 日、株主に対する適法な招集通知に基づき、本件総会が開催され、X および G の出席のもと、任期満了に伴う E、F および G を取締役に選任する旨の決議と G の妻 I を監査役に選任する旨の決議 (本件総会決議) がなされた。H はあらかじめ監査役候補者について相談されることも同意を求められることもなかった。B および C は、議決権行使を X に委任する旨の委任状を提出したが、H が取締役会に出席していなかった事実も監査役選任議案に H の同意を得ていない事実も認識していなかった。

X は、同年 10 月 11 日、取締役会議事録の閲覧等によって問題を確認し、本件総会決議の取消しの訴えを提起した。

問 1 本件総会決議にはどのような取消事由があるか。

問 2 本件総会決議の瑕疵は何らかの理由により治癒されるか。また、瑕疵が治癒されないとして、裁判所の裁量棄却は認められるか。

6 月 (513 号)

Y 株式会社 (以下、Y 社) は、東京証券取引所プライム市場上場会社であり、令和 5 年の定時株主総会の目的事項 (会社提案) として「取締役 8 名選任の件」(定款上、取締役の員数は 16 名以内) が予定されている。6 か月前より引き続き Y 社の総株主の議決権の 1% を有する株主 X は、株主総会の 8 週間前までに、取締役に対し、書面をもって、①商号を変更すること、②取締役 8 名を選任すること、③監査役 2 名を選任することを会議の目的 (議題) とし、議案の要領について電子提供措置をとるよう請求した。また、X は、会社提案の候補者 8 名のうち 2 名について、会社が役員に求めるスキルと各候補者の業績、従来の職務執行の状況を示すよう質問状を送付した。

Y 社は、定時株主総会の招集に当たり、各株主に対し、招集通知とともに「議決権行使書面」と題する書面および「委任状」と題する書面を送付した。招集通知本文および議決権行使書面には、「議案につき賛否の表示のない場合は、会社提案の議案については賛成、株主提案の議案については反対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。」との記載がある。本件各書面とともに送付された書面には、本件委任状書面の賛否を記載する欄について、会社提案に「賛」、株主提案に「否」と記載して○印を記載した上、本件議決権行使書面は未記入のまま、本件議決権行使書面と本件委任状書面の両方を返送するよう依頼する記載があり、その記載の下方には、「当社による勧誘の趣旨に合致しない委任状については、当社としてお取り扱いいたしかねますので、予めご了承ください。」との記載がある。

問 1 Y 社は、X の提案議案が 10 を超えることを理由に議案の要領に係る情報について電子提供措置請求を拒絶することはできるか。

問 2 株主提案権を行使しまたは質問状を送付した株主が当日株主総会を欠席した場合、議長にはそれぞれどのような対応が求められるか。

問 3 (1) Y 社の個人株主 A が、株主提案に賛成する旨の委任状と賛否の記載のない議決権行使書面の双方を提出した場合、議長は A の議決権についてどのように取り扱うべきか。

(2) Y 社の法人株主 B は、あらかじめ議決権行使書面で会社提案に賛成の意思を表示したが、決議の成否が社会的にも注目される案件であることから、B 法人の担当者 C が当日の審議の様子を見るため株主総会に会場し、Y 社は入場させた。本件会社提案について投票により議決権を行使することになったが、C は、B 法人から議決権行使の権限を授与されていなかったため、Y 社の担当者に投票することはできない旨を説明し、投票用紙には何も記載せず (白票の投票用紙を) 交付した。議長は法人株主 B の意思についてどのように取り扱うべきか。

5月号 (512号)

Yは貸しビル業等を目的とする株式会社(以下、Y社)であり、AはY社の代表取締役である。Y社の定款上、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めが設けられている。次の(事実1)・(事実2)におけるY社の措置に対し、XらおよびXが効力発生後に救済を求めるための法的主張とその当否について説明しなさい。(それぞれ独立の事実である。)

(事実1) 令和4年9月4日時点におけるY社の主な株主は、創業者Aが3542株(51.7%)、Aの弟Bが933株(13.6%)(以上、Aら)、元取締役Xが1010株(14.7%)、その子Cが424株(6.2%)、Cの妻Dが45株(0.7%)、そしてBの知人Eが100株(1.5%)(以上、Xら)であった。これまでAとXらとの間に敵対関係が生じており、経営の意思統一が図られないばかりか、会社の存亡に関わりかねないことを理由として、同日、Y社は、設立以後、順調に成長を続け、将来的にも順調な増収が見込まれる状況の中で、株主総会の議決権および剰余金の配当に関して株主ごとに異なる規定を新設する定款変更を行う旨の臨時株主総会決議を行った(招集手続の瑕疵はないものとする)。その内容は、議決権はAが1株につき100個、Bが1株につき200個、Xらは1株につき1個の議決権を有するものとし(その結果、持株比率は、Aが58.97%、Bが34.12%に増加する一方、Xが0.17%、Cが0.07%、Dが0.01%、Eが0.02%に減少する)、剰余金の配当もXらのみ他の株主の100分の1まで低下させるものであった。

(事実2) Aおよびその妻BとBの姉の子Xとの間には株主権の行使をめぐって度々争いがあり、Y社において、Xが将来、Y社の円滑な意思決定を妨げ、もってY社の安定的な経営を阻害することを案じていた。令和4年9月4日、Y社は、臨時株主総会において株式1569株を1株に併合する旨の決議を行った。Y社の発行済株式総数4万株のうち1500株を保有していたXは、持株数が1株に満たなくなりXだけが株主としての地位を失った。Y社が株式の併合を行う理由は、「株式の併合に関する事前開示事項」(書面)において、次のように説明された。「当社は、非上場会社であり、経済情勢が悪化していくことが予想されるなか、意思決定の迅速性を確保することが、今後変化する経営環境にスピーディーに対応していくうえで必要と考えております。このようななか、意思決定の迅速性を確保するために、一定の株式数を保有する株主の方に株主を限定し、株式の管理を簡易にすることを目的として、本件株式併合を実施することといたしたいと存じます」。なお、招集手続は瑕疵なく行われ、Xは臨時株主総会に先立って反対する旨の通知をしておらず、臨時株主総会に出席もしなかった。

4 月号 (511 号)

A 株式会社 (以下, A 社) は, 東京都港区に本店を置き, 東京証券取引所プライム市場に株式を上場する監査役会設置会社である。年初の資本金等の額は 400 億円, 売上高は 5000 億円から 8000 億円であった。A 社の定款には, (企業理念) について, 「第 2 条 1. 本会社は, 患者様と生活者の皆様の喜怒哀楽を第一に考え, そのベネフィット向上に資することを企業理念と定め, この企業理念のもとヒューマン・ヘルスケア (hhc) 企業を目指す。2. 本会社のステークホルダーズは, 患者様と生活者の皆様, 株主の皆様および社員である。本会社は, 以下を旨としてステークホルダーズの皆様の価値増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持に努める。①長期的な視野に基づく社会のサステナビリティへの貢献, ②株主共同の利益と長期的な企業価値の向上, 積極的な株主還元, ③安定的な雇用の確保, 人権および多様性の尊重, 自己実現を支える成長機会の充実」との定めが置かれ, (目的) については, 「第 3 条 1. 医薬品の研究開発, 製造, 販売および輸出入, 2. その他適法な一切の事業」との定めが置かれている。

問 1 A 社の定款の目的の記載は, 商業登記上許されるか。

問 2 A 社が「当社の利益の 1%は子供の貧困問題に取り組む認定 NPO 法人に対し寄附する」という定款変更を行った場合, 当該定款・株主総会決議の効力はどうなるか。

問 3 A 社はその所属する業界団体 (連合会) からの政治資金の寄附の要請を受け, 必要な社内手続を経た上で, 過去数年間にわたって政党 (政治団体) に 2000 万円の政治献金を行ってきた。A 社による政治献金は, 公職選挙法 (199 条 1 項 [特定寄附の禁止] 等), 政治資金規正法 (22 条の 4 第 1 項 [欠損会社の政治活動への寄附の禁止] 等) その他の具体的な法令に違反するものではなかった。A 社の株主が, 政治献金を実施した当時の代表取締役 B に対しては損害賠償を求め, さらに現在の代表取締役 C に対しては寄附の差止めを求めて提訴した。この請求は認められるか。